

[原子力災害対策編]

第3章

緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から緊急事態に該当する事象の発生が通報があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 府・関係市町の活動体制の確立

府は、原子力災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

府は、警戒事態（原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したときに限る。）、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に至った場合は、災害対策本部を設置する。また、オフサイトセンターに設置される現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に、あらかじめ指名した者を派遣する。

なお、具体的な緊急事態応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。

第1 組織体制

1 大阪府防災・危機管理指令部の活動

(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動

指令部長は、府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に $0.2\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）

は、直ちに、大阪府防災・危機管理指令部会議を開催し、応急対策の検討を行う。

(2) 活動基準

府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に $0.2\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

(3) 所掌事務

- ア 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報等の収集・分析に関すること
- イ 消防、府警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 職員の配備体制に関すること
- エ 防災・危機管理警戒本部、災害対策本部の設置の必要性の検討に関すること
- オ 防災・危機管理警戒本部若しくは災害対策本部が設置されたときの当該本部事務局の運営に関すること

2 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

- ア 原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき
- イ 原子力事業者から事業者放射線測定設備において、10分以上 $1\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射

線量を検出した旨の通報を受信したとき

ウ 府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）

エ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき

オ その他知事が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

ア 応急対策がおおむね完了したとき

イ 災害対策本部が設置されたとき

ウ その他知事が認めたとき

(3) 所掌事務

ア 情報の収集・伝達に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関等との連絡調整に関すること

エ 災害対策本部の設置に関すること

オ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関すること

カ その他応急対策に関すること

3 大阪府災害対策本部の設置

知事は、次の基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したとき

イ 原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき

ウ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

エ 府モニタリング設備において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき（ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。）

オ その他知事が必要と認めたとき

〈(1) 設置基準のイの特定事象に該当する事象〉

(ア) 事業者放射線測定設備において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

(イ) 火災・爆発等により事業所内の管理区域外の場所で、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

(ウ) 排気筒等通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上に相当する放射性物質の放出等を検出したとき

(エ) 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で $100 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき

(オ) 非常停止すべきときに、原子炉を停止する全ての機能が喪失したとき

(カ) 原子炉を冷却する全ての機能が喪失したとき

(キ) 原子炉制御室が使用できなくなったとき

〈(1) 設置基準のウの原子力緊急事態に該当する事象〉

(ア) 事業者放射線測定設備又は府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以

上で同時に5 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき

(イ) 火災・爆発等により原子力事業所内の管理区域外の場所で、5 mSv/h以上の放射線量を検出したとき

(ウ) 排気筒等通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で500 μ Sv/h以上に相当する放射性物質の放出等を検出したとき

(エ) 臨界事故が発生したとき

(オ) 非常停止すべきときに、原子炉を停止する全ての機能が失われ、かつ、冷却する全ての機能が喪失したとき

(カ) 事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1 m離れた場所で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき

(2) 廃止基準

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき（当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域に府域が含まれる場合を除く。）

イ 緊急事態応急対策がおおむね完了したとき

ウ その他災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

ア 情報の収集・分析に関すること

イ 職員の配備に関すること

ウ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること

エ 関係市町への応援に関すること

オ 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣及び連携に関すること

カ その他災害に関する重要な事項の決定に関すること

(4) 本部長の代理

知事に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副知事、危機管理監、危機管理室長、防災企画課長の順とする。

4 大阪府原子力災害現地対策本部の設置

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として国が指定したオフサイトセンターに大阪府原子力災害現地対策本部を設置する。

(1) 設置基準

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

イ その他知事が必要と認めたとき（府モニタリング設備で10分以上又は2地点以上で同時に5 μ Sv/h以上の放射線量の検出等）

(2) 廃止基準

ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出したとき

イ 災害対策本部長が認めたとき

(3) 所掌事務

ア 府が実施する緊急事態応急対策の現地調整と推進に関すること

イ 現地における関係機関との連絡調整に関すること

ウ その他必要な事項

第2 動員配備体制

災害が発生した場合、又は災害となるおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

1 非常1号配備

(1) 配備時期

府モニタリング設備での放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。）

(2) 配備体制

通信情報活動を実施する体制

2 非常2号配備

(1) 配備時期

ア 原子力施設立地市町において震度5弱又は震度5強を観測したとき

イ 原子力事業者から事業者放射線測定設備において、10分以上 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき

ウ 府モニタリング設備での放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。）

エ 原子力事業者より警戒事態事象が発生した旨の連絡があったとき

(2) 配備体制

原子力事故に対する応急対策を実施する体制

3 非常3号配備

(1) 配備時期

ア 原子力施設立地市町において震度6弱以上を観測したとき

イ 原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受信したとき

ウ 府モニタリング設備での放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。）

エ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき

オ その他府モニタリング設備での放射線量が10分以上又は2地点以上で同時に $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき等、必要により知事が当該配備を指令するとき

なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする

(2) 配備体制

社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な原子力事故に対する緊急事態応急対策を実施する体制

〈原子力防災活動体制〉

緊急事態区分	実施基準	組織体制	動員配備体制
情報収集事態	○府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に0.2 μSv/h以上の放射線量を検出したとき (ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)	○防災・危機管理指令部 ・緊急時モニタリング体制の設置	非常1号配備
	○原子力施設立地市町において震度5弱及び震度5強を観測したとき		
警戒事態	○事業者放射線測定設備において、10分以上1 μSv/h以上の放射線量を検出した旨の通報を受信したとき	○防災・危機管理警戒本部 ・オフサイトセンター 緊急参集要員の派遣	非常2号配備
	○府モニタリング設備において、10分以上又は2地点以上で同時に1 μSv/h以上の放射線量を検出したとき (ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)		
	○原子力事業者より警戒事態事象発生の連絡があったとき		
	○原子力施設立地市町において震度6弱以上の地震が発生したとき	○災害対策本部	非常3号配備
施設敷地緊急事態	○原子力事業者から特定事象(事業所敷地境界付近で5 μSv/h以上の検出など)発生の通報を受信したとき ○府モニタリング設備において、5 μSv/h以上の放射線量を検出したとき (ただし、当該数値が落雷等による場合を除く。)	・現地事故対策連絡会議要員の派遣	
全面緊急事態	○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ○知事が必要と認めたとき(府モニタリング設備で10分以上又は2地点以上で同時に5 μSv/h以上の放射線量の検出等)	○原子力災害現地対策本部 ・原子力災害合同対策協議会要員の派遣	

実施基準は原子力災害対策指針等を考慮し府独自に設定

総則

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第3 関係市町の組織体制

関係市町は、次の場合には、原則として災害対策本部を設置する。

- ア 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- イ 府又は国から災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき

第4 現地事故対策連絡会議の開催

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、府、関係市町及び原子力事業者等との連絡調整等を実施するため、オフサイトセンター内に現地事故対策連絡会議を開催する。府、関係市町及び原子力事業者等は当該会議に参画する。

第5 緊急時モニタリングセンターの設置

施設敷地緊急事態が発生したときは、国は、国、府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等が連携した緊急時モニタリングを行うために、オフサイトセンター内に緊急時モニタリングセンターを設置する。

府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等は、緊急時モニタリングセンターの設置の連絡を受けたときは、オフサイトセンターに要員を派遣する等、緊急時モニタリングに必要な体制をとる。

第6 原子力災害合同対策協議会の設置

全面緊急事態が発生したときは、知事（府災害対策本部長）は、国の原子力災害現地対策本部長及び関係市町長（市町災害対策本部長）とともに、原災法第23条に基づきオフサイトセンター内に原子力災害合同対策協議会を組織する。

原子力災害合同対策協議会は、関係機関相互の情報共有、緊急事態応急対策の確認・調整及び相互協力のための調整等を目的とする「全体会議」と、緊急事態応急対策に必要な情報収集及び防護対策の検討等を行う「機能班活動」により運営される。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ、国、府、関係市町及び原子力事業者が協議し、「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」により定める。

1 原子力災害合同対策協議会における機能班活動

国、府、関係市町及び原子力事業者その他関係機関からの派遣者により構成される機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実働対処班）を組織し、防災対策上必要な情報の収集・整理・分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援作業を行う。

2 機能班の役割

班名	機能	役割
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの運営・管理 ・ 原子力災害合同対策協議会の運営 ・ 各機能班の情報集約及び総合調整 ・ 官邸チーム総括班、ERCチーム総括班、府及び市町災害対策本部等との連絡・調整
運営支援班	オフサイトセンターの後方支援業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンターの環境整備 ・ オフサイトセンターの出入管理 ・ オフサイトセンター活動要員の食料等の調達 ・ 各種通信回線の確保
広報班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報、報道機関への対応 ・ プレス資料の作成 ・ 官邸チーム広報班及びERCチーム広報班、府及び市町災害対策本部等の情報共有
プラントチーム	事故状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報の収集と総括 ・ 各機能班へのプラントの状況に関する情報提供 ・ ERCチームプラント班との情報共有
放射線班	緊急時モニタリング結果の収集、整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリングデータの収集 ・ 放射線による影響の予測 ・ 緊急時モニタリング等の原子力合同対策協議会資料の作成 ・ 除染等に関する調整 ・ ERCチーム放射線班及び緊急時モニタリングセンターとの情報共有・調整
住民安全班	住民防護対応 社会秩序の維持活動、住民の安全確保に係る活動の把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内退避、避難状況の把握及び活動調整 ・ 救助・救急状況の把握及び活動調整 ・ 交通規制、緊急輸送状況の調整 ・ 官邸チーム住民安全班及びERCチーム住民安全班との情報共有・調整
医療班	府や医療関係機関の行う原子力災害医療活動、避難退域時検査及び簡易除染、労働者の被ばく線量、傷病者の発生状況、安定ヨウ素剤の服用並びに健康調査・管理の実施、支援及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の医療活動の把握及び活動調整 ・ 避難退域時検査、簡易除染等、原子力災害医療に係る情報収集、基準の策定、実施に係る調整 ・ 官邸チーム医療班及びERCチームの医療班との情報共有・調整
実動対処班	実動省庁又は官邸実動対処班等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実動組織の状況に関し各機能班への情報共有 ・ 物資調達、供給活動及び緊急輸送に関する連絡調整と記録の作成 ・ 実動省庁又はERCチーム実動対処班との連絡・調整

総則

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第7 専門家の派遣要請

府は、施設敷地緊急事態が発生したときは、必要に応じて、国に対して専門家の派遣を要請する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、各種応急対策に万全を期する。

第1 府

知事は、府単独では十分に応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 全国都道府県への応援要請

全国都道府県への応援要請は、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

(2) 広域応援の内容

被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせん

2 指定行政機関等の長への職員の派遣要請等

知事が緊急事態応急対策又は原子力災害中長期対策を円滑に実施するため、指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請、又は内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣のあっせん要請を行うときは、次の方法で行う。

(1) 要請の方法

知事は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）（災害対策基本法第29条第1項）他都道府県知事又は市町村長に対し、職員の派遣を要請する（地方自治法第252条の17）ときは、以下の事項を記載した文書で行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(2) 派遣のあっせん要請

知事は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関（災害対策基本法第30条第1項）他都道府県又は市町村の職員の派遣のあっせんに要請するときは、以下の事項を記載した文書で行う。

ア 派遣のあっせんに求める理由

- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

3 緊急消防援助隊の派遣要請

知事は、関係市町から要請があった場合、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する。

第2 府警察

府警察本部は、警察災害派遣隊の派遣について、警察庁を通じ、援助の要請を行う。

第3 広域応援等の受入れ

広域応援等を要請した防災関係機関は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、対策拠点施設、広域防災拠点等適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第4節 自衛隊の災害派遣

知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣については、他の災害に準じて行うこととするが、次の活動には特別に留意する。

第1 知事の派遣要請

- 1 知事は、関係市町長をはじめ防災関係機関の長から派遣要請の要求があり、必要と認められた場合、又は自らの判断で派遣の必要を認めた場合には、陸上自衛隊中部方面総監に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。その際、あわせて陸上自衛隊第三師団長に通知する。要請及び通知は、原則として文書により行うが、文書によるいとまのないときは、電話又は口頭により行い、事後、速やかに文書を提出する。
- 2 関係市町長をはじめ防災関係機関の長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
- 3 関係市町長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

第2 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、府警察及び災害派遣を要求した関係市町をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

- (1) 連絡所の設置
府は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (2) 現地連絡担当者の指名
府は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。
- (3) 資機材等の整備
自衛隊の災害派遣を受けた防災関係機関は、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。
- (4) その他
府及び関係市町は、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 派遣部隊の活動

1 人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあたっては、原子力規制委員会から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛大臣に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申し合わせにより、速やかに空輸支援を行う。

- (1) 国及び関係機関の専門家の現地への派遣
- (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員並びに国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣
- (3) 緊急時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療・総合支援センター等の医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

2 危険物の保安及び除去

被ばく者及び被ばくした施設等の除染等、自衛隊が実施可能なものについて、危険物の保安措置及び除去を実施する。

3 その他

災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容並びに現地における部隊等の人員及び装備等に応じて、緊急時モニタリングの支援、被害状況の把握、避難の援助、行方不明者等の捜索救助、消防活動、応急医療・救護、避難退域時検査及び簡易除染等を実施する。

第4 撤収要請

知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

第5節 災害情報の収集伝達

府、関係市町をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者は、緊急事態に該当する事象の発生後、相互に連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

第1 緊急事態事象発生情報等の連絡・通報

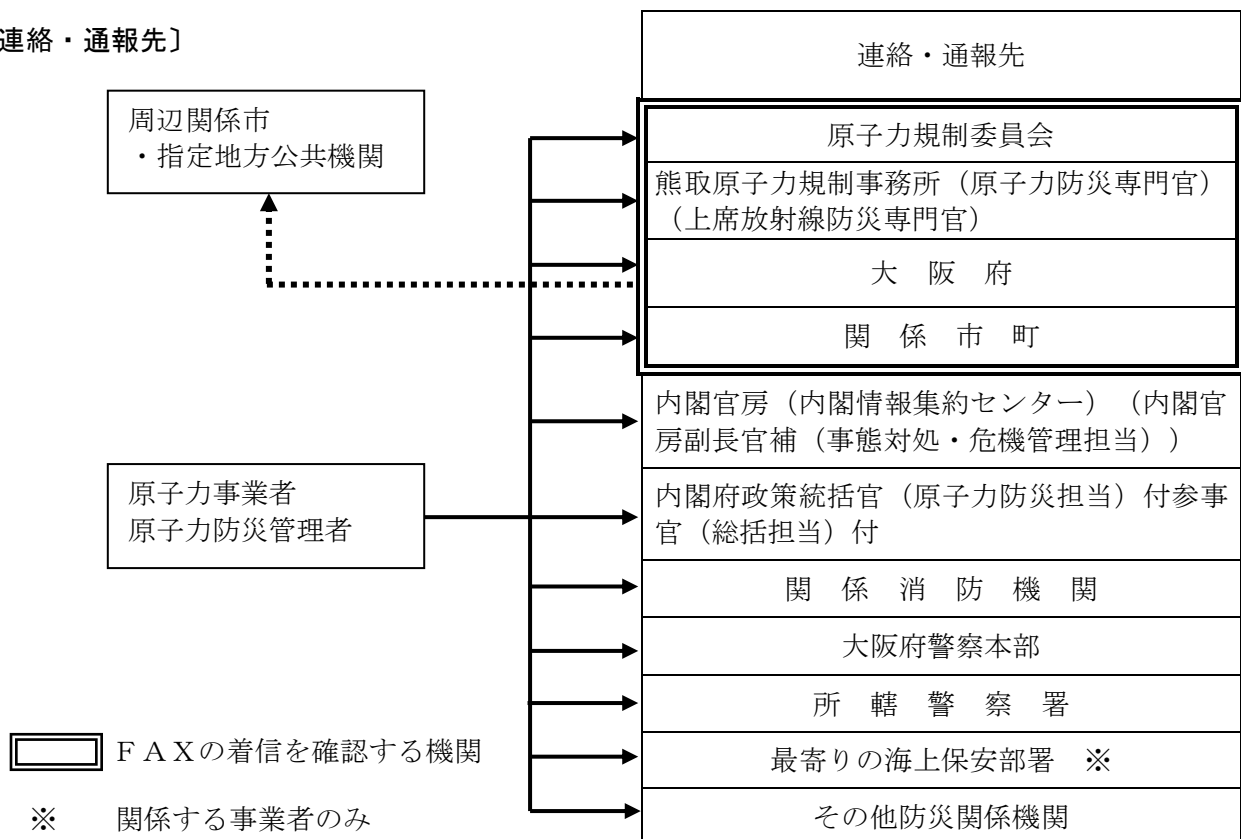
1 情報収集事態及び警戒事態事象発生時の連絡

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、情報収集事態及び警戒事態事象の発生を確認した場合、直ちに原災法第10条第1項の規定による通報に準じ、原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、関係市町、消防機関、第五管区海上保安本部等にファクシミリで連絡し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。
- (2) 府は、国及び関係市町との連絡体制を確立する等必要な体制をとる。

2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発生時の通報

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原子力規制委員会、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官、府、関係市町、消防機関、第五管区海上保安本部等に同時に文書をファクシミリで通報し、主要な機関等に対してはその着信を確認する。ただし、第五管区海上保安本部への通報は、関係する事業者のみが行う。

〔連絡・通報先〕



- (2) 府は、原子力事業者及び国（原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項を直ちに関係周辺市に連絡するとともに、消防庁及び関係する指定地方公共機関に連絡する。
- (3) 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、府及び関係市町に連絡する。

2 府モニタリング設備で緊急事態に該当する数値を検出したとき

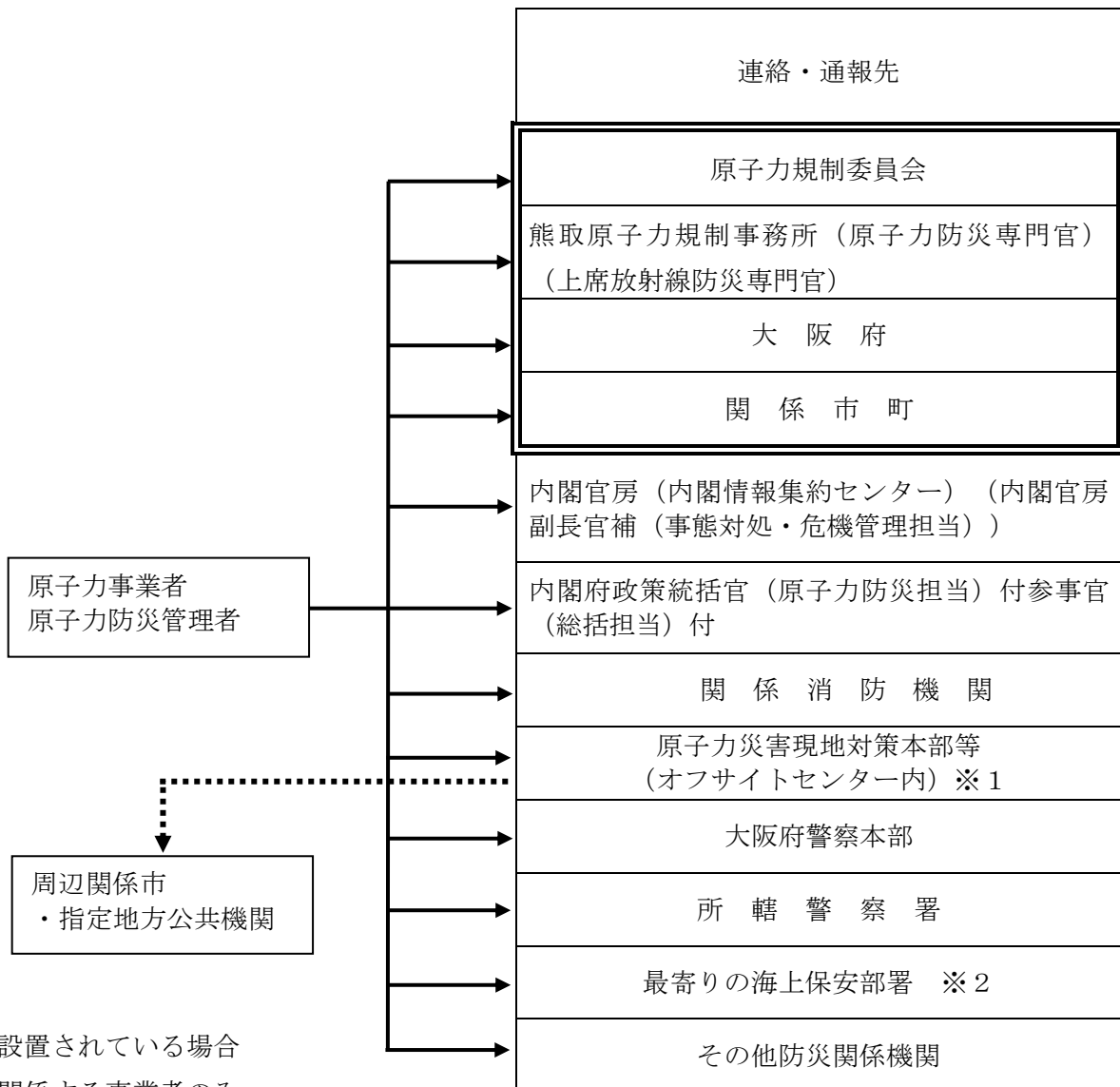
- (1) 府は、原子力事業者から通報がない場合において、府モニタリング設備により、緊急事態に該当する放射線量を検出したときは、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行う。
- (2) 連絡を受けた原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するとともに、その結果を府及び関係市町に速やかに連絡する。

第2 応急対策活動の情報連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の情報連絡

(1) 原子力事業者の情報収集伝達

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を次に定める機関に定期的に文書をもって連絡する。



※1 設置されている場合

※2 関係する事業者のみ

(2) 府の情報収集伝達

府は、原子力事業者からの施設敷地緊急事態事象発生 of 通報を確認した後、又は府モニタリング設備により施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値を検出したときは、直ちに、府モニタリング設備等を活用し、放射線量や被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係市町及び指定公共機関等の関係機関に情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

2 全面緊急事態発生後の情報連絡

府は、国の現地対策本部、指定公共機関、関係市町、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関と連携して、必要な情報を共有するとともに、府が行う応急対策活動の実施状況及び被害の状況等を府原子力災害現地対策本部等（オフサイトセンター内）に随時連絡する。

総則

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第6節 災害広報

府、関係市町をはじめ防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を招かないようにするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を連携して迅速かつ的確に行う。

災害広報については、他の災害に準じて行うこととするが、次の事項には特別に配慮する。

第1 災害広報

府及び関係市町は、住民等への情報提供にあたっては国及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にする。また、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示等、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や防災関係機関と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、次の方法を活用し、定期的な情報提供に努める。

また、府及び関係市町は、現地事故対策連絡会議や原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力防災専門官・原子力災害現地対策本部、防災関係機関及び原子力事業者と相互に連絡をとりあう。

1 広報の内容

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の広報

- ア 事象の概要
- イ 事象発生事業所における対策の状況
- ウ 事象発生事業所周辺への放射性物質及び放射線による影響
- エ その他必要な事項

なお、この場合においては、国の広報内容と同じものを提供する。

(2) 施設敷地緊急事態発生時の広報

- ア 事故の概要
- イ 事故発生事業所における対策の状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ その他必要と認める事項

(3) その後の広報

- ア 事故状況及び環境への影響とその予測
- イ 府、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ 交通規制情報
- カ その他必要と認める事項

2 広報の方法

(1) 原子力災害に該当しない事象（原災法で定める事象に該当しない事故）時の方法

報道機関等への情報提供

- (2) 施設敷地緊急事態発生時以降の方法
 - ア 広報紙（誌）の臨時発行、広報番組の内容変更等
 - イ 航空機、広報車による現場広報
 - ウ 関係市町防災行政無線（同報系）による地区広報
 - エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配付
 - オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
 - カ インターネットの活用
 - キ 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
 - ク 災害時臨時FM局の開設

3 事故時の広報体制

- (1) 事故広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報班の設置
 - ア 広報資料の作成
 - イ 国をはじめ防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

日本放送協会（大阪放送局）、一般放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 災害対策基本法の規定により市町村長から放送を求められた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

- (1) 障がい者への情報提供
広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい者に配慮した広報を行う。
- (2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、株式会社FM802（FM CO. CO. LO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。

4 安否情報の提供

日本放送協会（大阪放送局）は、安否情報の提供に努める。

第3 広聴活動の実施

府、市町村をはじめ防災関係機関は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設する等、積極的に広聴活動を実施する。

第7節 防災業務関係者の安全確保

府は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国、関係市町、原子力事業者及び現場指揮者との情報交換を行い、連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制の整備等安全管理に努める。

第1 防護対策

1 府は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な配置を図るよう指示する。

また、府は、関係市町や他の機関に対して、防災業務に従事する際の装備に係る情報を提供する。

2 府は、防護資機材の確保を図るとともに、不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、関係機関に対し、防護資機材の調達の要請を行う。

第2 防災業務関係者の被ばく管理

1 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関の責任において行う。府は、府の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を府現地災害対策本部に置く。

2 府は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。府は、原子力災害医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

第3 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

防災業務関係者（ただし、民間事業者及び他の法令等により線量限度が定められている場合を除く）の放射線防護に係る指標は次のとおりである。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力する。

・指標 : 実効線量で50mSvを上限とする。

ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要とあれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。

目の水晶体：等価線量で300mSvを上限とする。

皮膚：等価線量で1 Svを上限とする。

第8節 緊急時モニタリングの実施

府は、緊急事態に該当する事象が発生した場合、速やかに、原子力事業所周辺の放射性物質及び放射線の影響を早期に把握するために、緊急時モニタリング計画等に基づき、国、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等と連携して緊急時モニタリング活動を行うとともに、関係機関にその情報を迅速に伝達する。

第1 緊急時モニタリング組織

府は、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、オフサイトセンター内に関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等から派遣されるモニタリング要員と協力して、緊急時モニタリングを実施する。

第2 緊急時モニタリングの実施方法

1 情報収集事態における対応（初期モニタリング）

情報収集事態においては、平常時のモニタリングを継続し、空間線量率等の推移に注視するとともに、モニタリング情報共有システム及び固定監視局の機器等の点検を行い、異常がある場合は、代替機の設置又は修理等の必要な措置を講じる。

2 警戒事態における対応（初期モニタリング）

警戒事態においては、平常時モニタリングの強化及び機器等の点検等を行うとともに、原子力施設敷地内のモニタリング情報及び気象情報の収集、可搬型モニタリングポスト等の設置及び国による緊急時モニタリングセンターの設置準備への協力等、緊急時モニタリングの準備を開始する。

3 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における対応（初期モニタリング）

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においては、府、関係市町、指定公共機関及び原子力事業者等は、国が設置する緊急時モニタリングセンターに要員の派遣及び資機材の提供を行う。

緊急時モニタリングセンターの設置後、構成要員は緊急時モニタリングを速やかに開始する。

府は、国による緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、府が定めた緊急時モニタリング計画等に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

第3 関係機関等への協力要請

1 情報の提供の要請

府は、原子力事業者から施設敷地緊急事態及び全面緊急事態事象の発生の通報を受けた場合には、直ちに事故発生事業所及び大阪管区気象台に対して、緊急時モニタリングの実施に当たり気象情報等の必要な情報の提供を要請する。

2 緊急時モニタリングに対する支援要請

府は、必要に応じて、陸上自衛隊第3師団、第五管区海上保安本部その他防災関係機関等に対して、緊急時モニタリングの実施について支援又は協力を要請する。

総則

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第9節 救助・救急活動

府、関係市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。

第1 関係市町

1 緊急事態応急対策の実施状況の把握

緊急事態応急対策の実施状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2 救助・救急活動

府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

3 相互応援

(1) 関係市町は、市町単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村等に応援を要請する。

(2) 関係市町以外の市町村は、関係市町からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

関係市町は、応援市町村に対して、放射性物質及び放射線の影響範囲、地理等の情報を提供する。

第2 府

関係市町から要請があったとき、又は緊急の必要があるときは、市町村に対し、消防相互応援の実施、その他緊急事態応急対策に関し必要な調整をする。

また、関係市町の要請があった場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣について要請する等、必要な総合調整を行う。

第3 府警察

1 被害実態の早期把握に努め、応急対策に必要な資機材を確保するとともに、機動隊等を当該応急対策地区及びその周辺に派遣する。

2 府、関係市町、原子力事業者等との密接な連携のもと、原子力事業者等が実施する救助・救急活動を支援する。

3 核燃料物質等の事業所外搬送中の事故に対しては、当該事故の状況に応じて安全を図りながら原子力事業者等と協力のうえ、救出救助活動等必要な措置にあたる。

第4 第五管区海上保安本部

1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。

- 2 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等関係機関との密接な連携を図る。
- 3 府警察、関係市町その他の関係機関との密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。

総則

第5 各機関による連携

府、関係市町、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行う。

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第10節 医療救護活動

府は、国、関係市町、原子力災害医療機関及び大阪府医師会等の協力を得て、放射線被ばく又は放射性物質による汚染を受けた者のほか、緊急時の混乱等により生ずる一般傷病者等に対する医療救護活動を実施する。

第1 緊急時医療体制

- 1 府は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部医療対策班（以下、「医療対策班」という。）を設置する。
- 2 府は、国立大学法人広島大学（国指定の高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター）及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所（国指定の高度被ばく医療支援センター）と連携して汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の処置にあたる。
- 3 原子力災害拠点病院は、原子力災害医療派遣チームを編成したときは、原子力災害現地対策本部にその旨を報告するよう努める。

第2 現地医療対策

1 関係市町及び原子力災害医療機関

- (1) 関係市町は、迅速な医療救護活動を実施するため、現地に救護所を設置・運営するとともに、地区医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。
- (2) 関係市町及び原子力災害医療機関は、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害医療機関を中心として医療活動を行う。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携する。
- (3) 関係市町単独では十分対応できない場合は、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。
- (4) 原子力災害拠点病院は、状況に応じ、原子力災害医療に係る医療チームを派遣するよう努める。

2 府

- (1) 府は、関係市町から要請があったとき、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を編成し、現地救護所等へ派遣するとともに、各医療救護班の派遣調整を行う。
- (2) 府は、原子力災害医療機関と連携し、原子力災害医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。
- (3) 府は、必要と認めるときは、原子力災害拠点病院又は原子力災害現地対策本部に対して、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。
- (4) 府は、国の原子力災害医療派遣チーム及び原子力災害医療機関等との密接な連携を図りつつ、周辺住民等に対する医療救護活動を行うとともに、関係医療機関に協力を要請する。
- (5) 府は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、原子力災害医療調整官を通

じて、その区域内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図る。

3 医療救護活動

- (1) 各医療救護班は、必要に応じて、国の原子力災害医療派遣チームの指導を受け、汚染・被ばく患者、被ばく傷病者及び一般傷病者に対する医療活動を行う。
- (2) 一般傷病者については、必要に応じ、消防機関に医療機関等への搬送を要請する。

4 汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送

府は、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者の原子力災害医療機関等への搬送については、「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する。

5 安定ヨウ素剤の予防服用

府は、関係市町と連携し、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。その際、住民等の避難に併せて速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。

6 被ばく線量の把握

府、関係市町及び指定公共機関は、国とともに、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第11節 屋内退避、避難受入れ等の防護活動

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、防災関係機関は相互に連携し、屋内退避又は避難等の勧告、指示、誘導等必要な措置を講ずる。

第1 屋内退避及び避難等に関する指標

関係市町は、全面緊急事態が発生した場合は、原子力災害対策本部の指示、助言等又は独自の判断により、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の住民に対し、屋内退避の措置をとる。

また、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果に応じ、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L）に基づき、避難又は一時移転を実施する。

O I Lと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

第2 屋内退避・避難等の勧告・指示

放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のため立退きの勧告・指示を行う。

1 勧告・指示者

- (1) 関係市町長は、全面緊急事態が発生した場合における内閣総理大臣若しくは原子力災害対策本部長の指示に従い又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、屋内退避又は避難等のための立退きの勧告・指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等を行う。その際、関係市町においてあらかじめ作成する屋内退避・避難誘導計画に基づき実施する。（原災法15条及び28条、災害対策基本法60条）
- (2) 関係市町長は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民等に対し、独自の判断で避難指示を行う。
- (3) 知事は、関係市町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立退き又は屋内への退避の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を関係市町長に代わって行う。（原災法28条、災害対策基本法60条）
- (4) 警察官、海上保安官は、関係市町長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示ができないと認めるとき、又は、関係市町長から要求があったときは、避難のための立退き又は屋内への退避を指示する。（原災法28条、災害対策基本法61条）
- (5) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法94条）

2 勧告・指示の住民への周知

関係市町長等は、勧告又は指示にあたっては、屋内退避又は避難の勧告・指示が出された地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図るとともに、屋内退避・避難誘導計画に定めた方法で避難状況を確認する。なお、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

3 避難路の確保

府、府警察、関係市町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第3 避難者の誘導

1 関係市町

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 避難退域時検査及び簡易除染の実施

府及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等がOILに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査を行う。検査の結果、OIL4の基準を超えた場合は簡易除染を行う。

第5 警戒区域の設定、避難等の勧告・指示の実効を上げるための措置

府は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難等を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導する等、警戒区域の設定、避難等の勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

1 設定者

- (1) 関係市町長は、原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において又は独自の判断で、放射性物質及び放射線の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (2) 知事は、関係市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは関係市町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（原災法28条、災害対策基本法73条）
- (3) 警察官又は海上保安官は、関係市町長（権限の委託を受けた関係市町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は関係市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）
- (4) 原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、関係市町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（原災法28条、災害対策基本法63条）

2 規制の内容及び実施方法

関係市町長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第12節 指定避難所等の開設・運営

関係市町は、避難の受入れが必要と判断した場合は、住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所等を開設する。

第1 指定避難所等の開設

1 関係市町

避難受入れが必要と判断した場合は、安全な指定避難所、避難退域時検査及び簡易除染の場所を開設し、周知するとともに、速やかに管理責任者を派遣する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受入能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

2 府

関係市町から要請があった場合は、府域の他の市町村への応援の指示、他都道府県への応援要請等により施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講ずる。

第2 指定避難所等の管理、運営

関係市町は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所等を管理、運営する。

1 指定避難所の管理、運営の留意点

関係市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 緊急事態応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮
- (5) 要配慮者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (8) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底

2 避難退域時検査及び簡易除染の場所の管理、運営の留意点

関係市町は、次の事項に留意して、避難退域時検査及び簡易除染の場所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 避難者の把握

- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (5) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (6) 安定ヨウ素剤の準備
- (7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

総則

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

府は、緊急時モニタリング結果に応じたO I Lに基づき、飲料水、飲食物等について、放射性物質の濃度が下表の「飲食物摂取制限に関する指標」の基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等を踏まえ、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

なお、原子燃料工業株式会社熊取事業所において、主としてアルファ核種が放出される事故等が発生した場合は、UPZ内全域において飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、その濃度に応じて摂取制限等を継続的に講じる。

第2 農林水産物の採取及び出荷制限

府は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取並びに出荷を制限し、又は禁止する等の必要な措置をとるよう関係市町に指示する。

〈O I L と防護措置について〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
			核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}			
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg			
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg			
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 関係市町のとるべき措置

関係市町は、住民の健康を守るため緊急に必要があると認めるとき又は府から飲料水、飲食物等の摂取制限措置の指示があったときは、汚染飲料水及び飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

第4 飲料水及び飲食物の供給

府は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を行った場合は、関係市町及び防災関係機関と協力して関係住民への応急措置を講ずる。

第14節 交通規制、緊急輸送活動

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、救助・救急、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

府警察及び第五管区海上保安本部は、全面緊急事態が発生した場合において、緊急事態応急対策に必要な交通規制を実施する。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

府は、緊急事態応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、関係市町、府警察、道路管理者と協議し、緊急事態応急対策実施区域の範囲、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

府警察及び道路管理者は、選定された緊急交通路について、次の必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び関係市町に連絡する。

ア 交通管制

府警察は、緊急事態応急対策実施区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

イ 緊急交通路における交通規制の実施

府警察は、選定された「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

ウ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

原子力災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

エ 交通規制の標識等の設置

府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

2 緊急交通路の周知

府、関係市町、府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者等、緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が原災法第28条及び災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通

行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

4 輸送手段の確保

府及び関係市町は、府警察、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2 水上輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、水上輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 府は、河川管理者を通じて、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握する。
- (3) 府は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊に、利用可能な海上輸送基地・船着場を連絡する。

2 海上交通の制限等

第五管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- (1) 港内及び港の周辺海域における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- (2) 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる。
- (3) 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

3 輸送手段の確保

府及び関係市町は、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

- (1) 府は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- (2) 府は、関係市町と協力して、あらかじめ指定したオフサイトセンターの近傍の災害時用臨時ヘリポートの開設に万全を期する。
- (3) 関係市町は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (4) 府及び関係市町は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、

開設するヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

府及び関係市町は、大阪市消防局、府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

総則

原子力災害事前対策

緊急事態応急対策

原子力災害中長期対策

広域避難の受入れ

第15節 社会秩序の維持

府、関係市町をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努める等、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第1 住民への呼びかけ

府及び市町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

府警察は、応急対策実施区域及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、応急対策実施区域に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、府民に対する適切な情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。

第16節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する 応急対策

府域において、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により特定事象が発生した（事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、 $100\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された等）場合及び全面緊急事態が発生した場合は、府及び関係市町をはじめとした防災関係機関並びに原子力事業者は、本章に定める内容を準用して、迅速かつ円滑な応急対策を実施する。

第17節 放射性同位元素等に係る災害応急対策

原子力事業所以外の事業所等での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）が発生した場合には、防災関係機関及び核燃料物質の使用施設の設置者並びに放射性同位元素取扱事業者等は、本編に準じて、必要な応急対策を講じる。